一　再生可能エネルギー源（永続的に利用することができると認められるエネルギー源をいう。）を変換して得られる電気の供給に必要な発電、送電その他の基盤の整備に関する事業 二　情報通信技術を活用するための基盤の整備（情報通信に係る人工衛星の打上げ、追跡及び運用を含む。）に関する事業 三　医療に関する事業 （法第二条第十六号の財務省令で定める貸付けと同様の経済的性質を有するもの） **第五条**　法第二条第十六号の財務省令で定める貸付けと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち貸付けと同視すべきものとする。 **第六条～第十八条**　［略］	（法第二条第十四号の財務省令で定める貸付けと同様の経済的性質を有するもの） **第二条の二**　法第二条第十四号の財務省令で定める貸付けと同様の経済的性質を有するものは、宗教上の規律の制約により利息を受領することが禁じられている者を考慮して行われる取引のうち貸付けと同視すべきものとする。 **第二条の三～第六条**　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十月一日）から施行する。

○厚生労働省令第百十五号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の十第一項及び第十六条の十一第一項の規定に基づき、医師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十一日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁

医師法施行規則の一部を改正する省令

医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十九条の二　法第十六条の十第一項及び第十六条の十一第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。 一～九　（略） 十　一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会 十一～十九　（略）	**第十九条の二**　法第十六条の十第一項及び第十六条の十一第一項の厚生労働省令で定める団体は、次に掲げる団体とする。 一～九　（略） 十　一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会 十一～十九　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。